

入札公告

次のとおり最低価格落札方式による一般競争入札に付します。

令和2年7月1日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 総括理事 渡辺 裕一郎

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和2年度はっ酵乳・乳飲料の生産実態調査
- (2) 業務内容 令和2年度はっ酵乳・乳飲料の生産実態調査入札説明書一式のとおり
- (3) 納入期限 令和3年3月26日(金)まで
ただし、調査報告書の初稿は令和3年1月25日(月)までを納入期限とする。
- (4) 納入場所 独立行政法人農畜産業振興機構酪農乳業部乳製品課
- (5) 入札方法 本件は、入札書の提出により、価格(入札金額)が最も低い者を落札者とする一般競争入札(最低価格落札方式)による。入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 「競争参加者資格審査等事務取扱要領」(平成15年10月1日付け15農畜機第152号-4)第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

<p>※ 「競争参加者資格審査等事務取扱要領」(抜粋) (有資格者としない者) 第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者</p>
--

で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に該当する者を有資格者にしないものとする。

（有資格者としなないことができる者）

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間に有資格者としなないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかつた者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であつて納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

2 前項の規定にかかわらず、契約に係る指名停止等の措置基準（平成23年8月25日付け23農畜機第2236号）の定めるところにより、有資格者を一定期間機構の契約に係る競争に参加させないことができるものとする。

- (2) 前項に該当する者を入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 入札時において、令和1・2・3年度独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格における業種区分「調査・研究」に登録されている有資格者である者又は、令和1・2・3年度全省庁統一資格における役務の提供等の「調査・研究」に登録されている有資格者であること。
- (4) 農畜産物の生産、流通、消費について知見を有するものであつて、概ね5年以内に農畜産物又は食品の生産、流通、消費に関する全国的な調査の実績を有する者（入札時まで確認できる資料を提出すること）
- (5) 入札説明書の交付を受けた者

- (6) 機構と契約書の締結が可能な者
- (7) 契約候補者として特定された場合、契約時に機密保持契約書を締結できる者

3. 入札説明書の交付期間、交付場所及び問い合わせ先等

(1) 交付期間

公告日から令和2年7月30日(木)17:00まで

(2) 交付場所及び問い合わせ先

〒106-8635 東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル北館1階

独立行政法人農畜産業振興機構 酪農乳業部 乳製品課

担当者：田村、鈴木

電話：03(3583)8603 FAX：03(3583)8473

E-mail：milk01(アットマーク)alic.go.jp

※(アットマーク)は「@」に直すこと。

(10～17時、ただし、12～13時及び休日を除く)

※交付を希望する場合は、上述の担当者に連絡すること。

※Eメールでの資料交付を希望する場合は、【メール送付希望】と明示すること。

※メッセージの最後に、社名、連絡先を記載すること。

(3) 入札説明書：入札説明書には、以下の書類を含む。

ア 入札心得

イ 仕様書

ウ 契約書(案)

エ 機密保持契約書(案)

(4) 入札関係資料に対する質問がある場合には、3の(2)の問い合わせ先に期限までにFAXもしくはメールにて問い合わせを行うこと。

(期限：令和2年7月30日(木)12時00分必着)

(5) 入札公告日以降入札日前日まで、当機構内に限り前回の調査報告書（概要版）の閲覧を許可する。閲覧は機構内でのみ可能とし、複写は許可しない。希望者は、事前に3の(2)の問い合わせ先まで連絡すること。

4. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札

日時：令和2年7月31日（金）11：00から11：15まで

場所：東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル

独立行政法人農畜産業振興機構 北館1階会議室

(2) 開札

入札後ただちに開札を行う。

なお、1回目の開札において、予定価格の制限の範囲内での入札が無い場合、再度入札を行うので、開札当日は白地の入札書を持参すること。なお、1回目の入札における代理人を変更する場合は、別途、代表者からの委任状を持参すること。

また、郵便又は信書便（以下、「郵便等」という。）による入札を行おうとする場合は、入札書を封かんした封印用封筒のうち、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」と記載して、それらをまとめ、別の封筒に封入した上で、これを書留など、引き受け日及び配達日が郵便等を取り扱う事業者において記録される方法により、令和2年7月30日（木）17：00（日本時間）までに、3の(2)の提出先に郵送すること（提出期限必着）。

5. 入札保証金に関する事項 免除

6. 独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見

直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するため、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、本件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとする。

（1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

（2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構への提供を要する情報

① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

7. その他必要な事項

(1) 入札及び手続き等において使用する言語および通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 郵便等による入札

郵便等による入札を行おうとする場合は、令和2年7月30日（木）17:00（日本時間）までに必ず電話連絡をすること。

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格等のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

「令和2年度はっ酵乳・乳飲料の生産実態調査」に係る入札の開札の結果、入札の条件で規定する無効の入札を除き、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付15農畜機第152号-2）第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(6) その他の事項

本競争入札の実施に当たっては、本公告に定める事項（入札関係資料を含む）のほか、各時点における独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則により定める事項によることとする。